

議案第五十号

三朝町国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十五年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾五年参月露参日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和四十五年三朝町条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを削り、同条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「入院料は」を「入院料を」に改め、同条に次の一項を加える。

3 一才未満の被保険者で一才に達した日の属する月の末日まで、第一項の規定による療養の給付を受けたときは当該給付に要した費用に対する一部負担金を支払うことを要しない。

第五条の二中「二千元」を「一万円」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。